

⑨ 地域等との連携

避難所班の職員は、避難所運営に関わる問題を含めた避難住民の掌握、避難所生活に関する事などについて、避難所運営委員会をはじめ、地元行政区や自主防災組織等と協力してスムーズな運営が行われるよう努める。

⑩ 在宅被災者に対する支援

避難所運営委員会は、自宅での生活が可能であるものの、食料等の調達が困難な在宅被災者に対しても、消防団や民生委員、自主防災組織等の協力のもと避難所への避難者と同様、支援物資や食料品の配布等を行う。

⑪ ペット対策

市は、県獣医師会等関係団体の協力のもと、飼い主とともに避難したペットについて、飼育状況の把握、適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

| 項目 | 概要 |
|-------------|---|
| 避難所での飼育の原則 | ペットの飼育者は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼育することを原則とする。 |
| ペットの把握 | 避難所運営委員会は、次の挙げる事項を把握し、適正な管理を行う。 1. 飼育者の氏名と住所 2. ペットの種類と数 3. ペットの特徴（性別・体格・毛色等） |
| 飼育場所の指定 | 避難所運営委員会は、避難所における飼育場所の指定を行う。 |
| 物資等の提供 | 市は、必要に応じ、次の支援等を行う。 1. 民間事業者との協定により確保したペット用物資の配布（えさ、日用品） 2. ペットの負傷や病気に対する診断、治療を県獣医師会へ支援要請 3. ペットに関する相談（一時預かり、飼育相談等） |
| 保護施設等への受入調整 | 市は、県獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて避難所から動物シェルターなど保護施設へのペット受け入れ等の調整を行う。 |

13 教職員の役割

ア 大規模災害が発生した場合、教職員は、学校災害対応マニュアルに従い、児童・生徒等の安全確保、安否確認等、学校の教育活動再開のための準備等の業務を最優先で行う。

イ 教職員は、児童・生徒の安全確保と学校の教育活動再開のための準備等ができ次第、業務に支障を来すことのないように配慮しながら、市及び自主防災組織等と連携して避難所の開設及び運営に協力する。

第13節 ペットの保護対策

【災対本部】 災対保健福祉部（保健所班） 【災対各地区本部】 避難所班、衛生班

【関係機関】

- ・ 県（保健福祉部）
- ・ (公社)福島県獣医師会いわき支部、福島県動物救護本部

1 計画の目的

災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会、動物愛護団体等と協力体制を確立する。

<達成目標>

市は、県及び県獣医師会、県動物愛護ボランティア会等とともに「福島県動物救護本部」を立ち上げ、避難所・仮設住宅におけるペットの状況等の情報提供並びに活動を支援し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

また、ペットの一時預かり施設（動物シェルター）の設置やペットと同行避難が可能な場所の確保に努める。

2 各段階における業務の内容

| | |
|----------------|--|
| 発災から12時間以内 | ペット用物資の提供の呼び掛け及び受入準備、 ペットの一時預かり先の情報収集 |
| 発災から24時間以内 | 被災状況や避難状況等の情報収集 |
| 発災から72時間（3日）以内 | 動物保護活動、相談窓口開設、ペットの一時預かり、 避難所への獣医師やボランティア派遣の協力依頼 |
| 発災から1週間以内 | 動物救護本部の設置、飼い主探し ボランティア、義援金募集の呼びかけ |
| 発災から1か月以内 | 仮設住宅でのペット飼育支援、被災動物の健康管理支援 や譲渡支援 |

3 各主体の責務

(1) 飼い主の役割

ア ペットの飼い主は、災害発生時にペットを同伴して避難できるよう、日ごろからゲージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、ペット用ゲージなど避難用品の確保に努める。

イ ペットの飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合でも長期にわたり放置することのないよう努める。

(2) 市の役割

ア 災対保健福祉部は、動物の保護や適正な飼育に関し、県や県獣医師会、県動物愛護ボランティア会等と協力して「福島県動物救護本部」を設置、または市独自の動物救護本部を設置し、避難所等におけるペットの健康管理、新たな飼い主捜しの支援など救護本部の取組みを行う。

イ 災対各地区本部避難所班は、避難所の設置にあたって避難所運営委員会と協議し、ペット同伴の避難者を受け入れるためのスペースを確保するなど住民がペットと一緒に避難することができるよう配慮に努める。

ウ 災対保健福祉部は、危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講じるとともに、負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。

エ 災対保健福祉部は、県獣医師会やボランティアの協力のもと、必要に応じてペットの一時預かり所を開設する。

オ 災対保健福祉部は、県獣医師会の協力のもと、避難所においてペットが適正に飼育されるよう指導を行うほか、ペットの診断や治療、飼育相談等を実施する。

カ 災対保健福祉部は、必要に応じて避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整を行う。

キ 災対保健福祉部は、災対財政部物資調達班や災対産業振興部商工労政班と連携し、協定を締結した民間流通事業者からペット用のえさや医薬品、衛生用品などを調達し、飼い主や動物救護本部等に提供する。

ク 災対保健福祉部は、ペットの保護対策として必要な場合、県獣医師会に対し協力を要請する。

(3) 福島県動物救護本部の役割

ア ペットや被災動物の保護、健康管理及び飼養管理に関する支援

イ ペットや被災動物の飼い主捜し及び支援

ウ 災害ボランティアの募集及び受け入れ

エ その他被災動物の救護のために必要な事業

4 業務の内容

市は、福島県動物救護本部や一般財団法人ペット災害対策推進協会の協力のもと、次の活動を行う。

(1) ペットフード等支援物資の提供

災対財政部物資調達班と連携して避難したペット用のえさや医薬品、飼育用品等の確保に協力する。

(2) 動物の保護

負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。

(3) 相談窓口の開設

避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。

(4) ペット等一時預かり所の運営

被災のため一時的に飼えなくなったペットや迷子動物を確保するため、ペット等一時預かり所を開設・運営するほか、民間等の一時預かり所の情報収集・提供に努める。

(5) 飼い主捜し

被災のため飼えなくなったペットや飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主捜しのための情報の収集と提供を行う。

(6) 仮設住宅でのペット飼育支援

仮設住宅で適正にペットが飼育できるよう支援を行う。

(7) 被災動物の健康管理支援

県獣医師会の協力のもと、被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。

(8) ボランティア及び募金の受け入れ・調整・運営

ボランティア及び募金の受付と調整、運営を行う。

(9) 広報

災対保健福祉部は、災対総合政策部広報班と連携し、ペットの一時預かり所の開設、えさや医薬品等の供給、新たな飼い主捜しの情報等について市民に周知を行う。

「ペット連れ避難者への対応」

F

- ★ ペットと一緒に避難する方については、避難所に入所するにあたり、ペットの対応について説明して理解を得る必要があります。
- ★ 以下の手順で、ペット連れ避難者の受入れを行います。（シートFは1枚です。）

チェック → 継続

ペット連れ避難者の受付を行い「ペット登録台帳」に記載します。

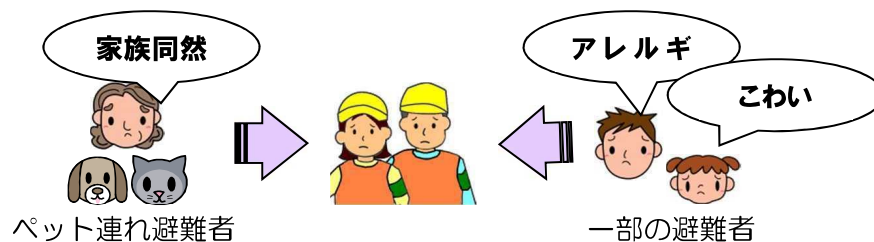
様式 12

チェック → 継続

施設の利用計画などを参考に、ペットスペースを決定します。

- * 衛生面やアレルギー対策として、他の避難者の居住区にペットは入れません。

ペットの受け入れは、人によって意見の違いがあるので特に留意します。



- ◇ 屋外で飼育可能なペットは、原則「屋外」にスペースを確保して、繋ぎとめるなどし、飼い主に責任を持って飼育してもらいます。
- ◇ 屋外で飼育困難なペットについては、以下の点の厳守を前提として、屋内のスペース確保を検討してください。
 - * ゲージなどに入れ、飼い主が責任を持って管理する。
 - * 他の避難者の避難スペースと分離する。
 - * 施設の利用計画などと照らし合わせ、施設管理者等と十分協議する。
- ◇ ペット連れ避難者の責任を十分説明し、他の避難者に理解を得てペットスペースを確保しましょう。

チェック → 継続

ペットの飼育についてルールを決め、飼育者に徹底してもらいます。

- * 飼育と飼育場所の清掃は、飼い主に責任をもってしてもらいます。

※裏面参照

シートFは1枚で終了です。チェックした項目を、避難所閉鎖まで継続してください。